

平成27年5月11日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

何で私が払わなきゃいけないの？ — 「連帯納付義務」という制度 —

[1] 全員が納税したか必ず確認する

相続税は、もらった遺産の額に応じて各人の税額を算出し納付します。自分の分は納付したにもかかわらず、誰かが滞納してしまうと その滞納分まで負担しなければなりません。他の相続人の滞納分だからと拒否しても、税務署は差し押さえをして強制的な取り立てを行います。これは「連帯納付義務」といって**相続税法 34 条**で定められている制度があるからです。相続人全員が期限内に納付を済ませたら、**必ず確認を取り合ひ**ましょう。

[2] 相続税の「連帯納付義務」とは？

一緒に相続した人のうち誰かが相続税を払えない場合には、その他の相続人で負担し納付しなければなりません。各人が相続した遺産の額を上限として、**相続人全員が連帯納付義務を負っています**。選択の余地など無く、連帯責任を強いる制度です。本税のみでなく滞納期間に発生した利子税も対象になります。

納付期限から少々遅延したからといって、すぐに適用され取り立てが行われるわけではありません。税務当局は滞納している人に督促等を行い、納税させるよう努力します。しかし、相続した遺産を もともとあった借金の返済に充ててしまった等で資力を失い、どうしても**納税が不可能だと判断**を下したときにのみ適用される、**最終的な手段**とされています。

[3] 滞納を防ぐ方法

有効な手段は少ないのですが、遺産ばかりでなく相続人全員の経済状況にも気を配り、遺産を分割する必要があります。滞納しそうな人には相続させなければ良いのですが、それでは不公平になってしまいます。遺産を分割する際に、**全員の相続税相当額の現金を別途プールし、代表者が申告と納税までを管理**すると良いでしょう。

贈与の場合でも、財産をあげた人が「連帯納付義務」を負います。税金の負担を考慮して、計画的に贈与している人が多いと思います。**税額が発生する贈与**をする時は、**申告・納税まで確認**するように心がけてください。